

日出町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による本町への更なる寄附の促進及び地元特産品や観光PR等の地域振興を目的とし、寄附者に返礼品として贈呈する商品やサービスを行う返礼品提供事業者（以下「取扱事業者」という。）の募集をします。

2 応募の要件

次に掲げる要件をいずれも満たしていることが必要です。ただし、次の要件を満たしても、町が取扱事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

- (1) 各種法令、条例等を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかが町内にある企業・団体又は個人事業者であること。
- (3) 代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員でない者であること。
- (4) 個人情報情報を厳重に取り扱い安全管理に努めていること。
- (5) 返礼品に関する苦情対応等が誠実・適切に行えること。
- (6) ファクシミリ又は電子メールでの連絡が可能であること。

3 返礼品の要件

次に掲げる要件をいずれも満たしている商品等とします。

- (1) 日出町の魅力を感じられるものであり、観光PR等の地域産業の振興につながる要素をもつ商品・サービスであること。
- (2) 町内で生産、製造、加工されているもの、町内の原材料の主要な部分を使用しているもの、町内で提供されるサービス、町の観光PR事業に関連するもののいずれかに該当していること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、この限りでない。
- (4) 本町からの発注後、取扱事業者自らが速やかに発送できるものであること。

4 募集期間

随時申込みの受付を行います。

5 申込み方法

返礼品の提供を希望する取扱事業者は、日出町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（様式）に必要事項を記入のうえ、日出町政策推進課までに提出してください。

6 個人情報の保護

取扱事業者は、ふるさと納税制度の業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、日出町個人情報保護条例（平成15年日出町条例第17号）及び関係法令を遵守してください。なお、取扱事業者でなくなった場合は、取扱事業者の責任を

もって速やかに個人情報を廃棄してください。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することはできません。ただし、返礼品送付時に同封したパンフレット等からの注文等で、取扱事業者が独自に入手した個人情報は対象外とします。

7 その他留意事項

- (1) 町に提供いただいた画像等は、ふるさと納税制度に関することに限定して無償で複製し、使用する場合があります。
- (2) 登録された取扱事業者又は返礼品がこの要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を抹消します。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等により、ふるさと納税制度が変更又は廃止となった場合は、この要項が改正又は廃止となる場合があります。